

大分市中小企業者設備投資補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年8月19日

大分市長 佐藤 樹一郎

## 大分市中小企業者設備投資補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業の成長を促進し、もって本市の経済の活性化に資するため、中小企業者が経営の改善及び革新並びに競争力強化のために行う設備投資を助成するため交付する大分市中小企業者設備投資補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中小企業者（次に掲げる中小企業者を除く。）をいう。

ア 一の大企業等（中小企業以外の企業をいう。以下同じ。）が当該中小企業の発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独で所有し、又は出資しているもの

イ 複数の大企業等が当該中小企業の発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資しているもの

ウ 役員の半数以上を大企業等の役員又は従業員が兼務しているもの

(2) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める小規模企業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

(1) 市内に事業所を有すること。

(2) 創業から12月を経過していること。

- (3) 市税を完納していること。
- (4) 財務状況が著しく悪くないこと。
- (5) 小規模企業者に該当しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助の対象としない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表のとおりとする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業として行う別表に掲げる設備の購入に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は補助の対象としない。

- (1) 本市又は国、県その他機関から補助対象事業について同様の趣旨の他の補助金等を受ける場合
- (2) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、その区別が困難である場合

3 第1項の規定にかかわらず、別表中小企業者設備投資補助金（通常）の部補助対象経費の欄に該当する経費は、この要綱の規定による補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年間を経過していないときは、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、上限額については、別表のとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに大分市中小企業者設備投資補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 大分市中小企業者設備投資補助金事業計画書
- (2) 3月以内に発行された法人登記事項証明書又はその写し（申請者が法人である場合に限る。）
- (3) 見積書の写し
- (4) 対象設備であることを証明する見積書の写し（補助対象事業が別表の中小企業者設備投資補助金（脱炭素化促進）に該当する場合に限る。）
- (5) 設置する設備の仕様が分かる資料
- (6) 決算報告書（直近3事業年度分）（申請者が法人である場合に限る。）
- (7) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（直近3年分）（申請者が法人以外の者である場合に限る。）
- (8) 工場等の現況写真
- (9) 3月以内に発行された市税完納証明書若しくはその写し又は非課税確認同意書（事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税税目がある場合に限る。）
- (10) 誓約書（様式第2号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号の見積書の徴取に当たっては、市長が別に定めるところにより行わなければならない。

3 別表補助金の区分の欄に掲げる補助金（以下「各補助金」という。）の申請は、各補助金ごとに、一の年度につき1回に限るものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市中小企業者設備投資補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による交付決定を行うにあたり、必要に応じ、第19条に規定する大分市中小企業者設備投資補助金審査委員会の意見を聴くことができる。

（変更申請）

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとする

るときは、大分市中小企業者設備投資補助金変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大分市中小企業者設備投資補助金変更承認通知書（様式第5条）により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（取りやめ）

第10条 補助事業者は、補助事業を取りやめるときは、大分市中小企業者設備投資補助金補助事業取りやめ届出書（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日の翌日から起算して30日を経過する日又は第8条の規定による通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに大分市中小企業者設備投資補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請事業概要書
- (2) 設備の設置状況の写真
- (3) 収支決算書
- (4) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市中小企業者設備投資補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、

大分市中小企業者設備投資補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 法令又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

（現地調査等）

第15条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて現地調査、書類の提出等を求めることができる。

（成果の報告等）

第16条 補助事業者は、補助事業の成果について、補助事業が完了した年度の翌年度以後3年間にわたり、毎年度市長が定める日までに決算報告書を提出し、報告をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、補助事業者は市長が実施する各種調査に協力しなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した設備について、当該設備を第7条第1項の申請における設備投資の目的以外の目的で使用し、移設し、譲渡し、売却し、交換し、又は貸付の対象としてはならない。ただし、第8条の交付決定通知を受けた日の属する年度の末日から5年を経過した場合、他の対象企業が当該工場及び設備等を引き続き保全し継承する場合等で市長が特に認めたときは、この限りでない。

（書類の整備）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（大分市中小企業者設備投資補助金審査委員会）

第19条 補助金の交付の決定に関し必要に応じ意見を聴くため、大分市中小企業者設備投資補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第20条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 学識経験者
- (3) 市の職員

(参画依頼等の期間)

第21条 委員の参画依頼又は任命の期間は、2年を1期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長)

第22条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第23条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第24条 委員（第20条第2項第3号に規定する委員を除く。）及び前条第2項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(委員会の庶務)

第25条 委員会の庶務は、商工労働観光部創業経営支援課において処理する。

(委員長に対する委任)

第26条 第19条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市中小企業者設備投資補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際この要綱による改正前の大分市中小企業者設備投資補助金交付要綱の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市中小企業者設備投資補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式第1号及び様式第6号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月20日から施行する。

別表（第4条―第6条関係）

| 補助金の区分                       | 補助対象事業                                                                             | 補助対象経費        |                                                                                                           | 補助率 | 上限額   |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
|                              |                                                                                    | 設備の種類         | 内容                                                                                                        |     |       |
| 中小企業者<br>設備投資補助金<br>（通常）     | 新製品若しくは新商品の開発若しくは生産、新たな生産方法の導入又は経営の改善を目的として、市内に所有し、又は賃借して使用する工場等の内部の設備の設置を行う事業とする。 | 機械及び装置        | 生産事業（生産・加工）の工程上必要な製造設備、モーター、ポンプ類等の汎用機械類その他各種産業用機械、装置等（土木建設機械（大型特殊自動車等）を除く。）                               | 1／2 | 150万円 |
|                              |                                                                                    | 附属設備          | 生産事業（生産・加工）の工程上必要な設備（動力用電気設備、製品の洗浄・冷却用給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等）、受変電設備等                                      |     |       |
| 中小企業者<br>設備投資補助金<br>（脱炭素化促進） | エネルギー消費量の削減及び生産性向上を目的として、市内に所有し、又は賃借して使用する工場等の内部の設備の設置を行う事業とする。                    | 機械及び装置並びに附属設備 | 経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（III）設備単位型）」の対象設備（当該補助金が廃止された場合は、その前日における当該補助金の対象設備）のうち、生産事業（生産・加工）の工程上必要な設備 |     | 300万円 |

備考 ソフトウェアの更新、パソコンの購入、工場の解体、既存設備等の撤去に要する費用及び消費税相当額は、補助対象経費としない。ただし、生産管理システムを新規に導入し、生産効率の向上及びエネルギー利用の効率化を証明できる場合であって、市長が認めたときは、この限りでない。